

未熟児養育医療給付制度について

1 未熟児養育医療給付制度とは

身体が未熟なままで生まれ、入院治療を要するお子さんに対して、その治療に必要な医療費を町で負担する制度です。なお、次の2点にご注意ください。

- ①全国の指定医療機関に限られます。
- ②世帯の所得税に応じて、自己負担金が生じます。

2 対象となる方

皆野野町に在住し、出生直後に次のいずれかの症状が認められ、入院療養が必要であると医師が認めた1歳未満のお子さんが対象となります。また、出生してから継続している入院治療期間が給付対象です。

- ①出生時の体重が2,000グラム以下の者
- ②生活力が特に薄弱であって、医師が入院療養を認めたもの

3 給付の対象は

指定療育医療機関で行う未熟児のうち、次のもの（保険適用のものに限る。）が対象となります。

- ①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療、④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護（食事療養費の一部を含む）、⑤移送
- ※次の費用は給付の対象になりません。

例】 ×未熟児の治療以外の治療、 ×差額ベット代など保険対象外の診療など

4 自己負担金について

給付の対象となる治療については、医療機関の窓口での支払いはありません。後日、町から自己負担金の請求をさせていただきます。世帯の所得税額に応じて負担金がかかります。負担金は「こども医療費助成制度」の対象となります。

5 申請手続き

申請は、出生後2週間以内に健康福祉課で行ってください。

対象医療費の医療機関窓口での精算後は、この制度の対象となりません

必要書類：

- ①未熟児養育医療給付申請書
- ②養育医療意見書（指定医療機関で記入）
- ③世帯調書（新生児と生計を一にしている方全員を記入）
- ④所得税額を証明する書類（世帯調書に記入した扶養義務者全員について必要となります。）
- ⑤新生児の保険証または新生児が加入予定の保険証

6 申請後

給付が承認されますと、「養育医療券」が交付されます。ご自宅に郵送いたしますので、医療機関に提出してください。